

○経済産業省告示第百八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承</p>	<p>二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承</p>

認」という。)を受けるべき場合は、次の表の  
第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物  
を輸入するときとする。

第一

関税率表

の番号等 品 目 備考

[略]

93・04 その他の武器 (ぬんちやく及び三 ○

節こんを除く。)

93・05 関税率表第93・01項から第93・04 ○

項までの物品の部分品及び附属品

(次に掲げるものを除く。)

イ 関税率表第9305・99号で

認」という。)を受けるべき場合は、次の表の  
第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物  
を輸入するときとする。

第一

関税率表

の番号等 品 目 備考

[略]

93・04 その他の武器 ○

93・05 関税率表第93・01項から第93・04 ○

項までの物品の部分品及び附属品

(次に掲げるものを除く。)

イ 関税率表第9305・99号で

---

あつて、次のいずれかに掲げ  
るもの

(1) ぬんちやく又は三節こん  
の部分品及び附属品

(2) 水中銃の部分品及び附属  
品（もり先、もり及びもり  
を射出するために使用され  
るスリングゴムを除く。）

(3) プラスチック製、ゴム製  
、革製、コンポジション  
レザー製又は紡織用繊維製の

あつて、プラスチック製、ゴ  
ム製、革製、コンポジション  
レザー製又は紡織用繊維製の  
もの

[新設]

[新設]

[新設]

部分品及び附属品(ぬんちや

く、三節こん又は水中銃の

ものを除く。)

ロ～ホ [略]

へ 銃の薬室に弾が装填されて

いないことを確認するために

装填する器具

上 銃を発射する際に頬を保護

するためのパッド

[略]

第二 [略]

ロ～ホ [略]

[新設]

[新設]

[略]

第二 [略]

---

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 「略」

---

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 「略」

---

7  
(1)・(2) 「略」

(3) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの(二の表の第一中川の99の(1)に掲げる国や糸へ国又は苳苳の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザ

7  
(1)・(2) 「略」

(3) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの(二の表の第一中川の99の(1)に掲げる国や糸へ国又は苳苳の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びに

---

メ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。)のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの(二の表の罫にに基づき二号承認を受けなければならないもの並びに7の(4)及び(5)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを

---

これらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。)のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの(二の表の罫にに基づき二号承認を受けなければならないもの並びに7の(4)及び(5)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。)を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確

---

除く。)を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

一 「削る」	国	種	貨物

認を受けなければならない。

一 アルゼンチン	国	種	貨物
		ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ る種（ジャガラ ンデイ、コロコ ロ、コドコド、 ピューマ、クチ ビロカイマン、 パラグアイカイ マン、カニクイ	動物並びに その個体の 一部及び派 生物



---

---

「略」	「削る」
-----	------

---

---

「略」	エジプト
イヌ、パタゴニア、アスカンク、クビワペツカリー及びクチジロペツカリーに限る。	ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げる種（ギリシャリクガメ、エジプトゲオアガマ、クジャクト
	動物並びにその個体の一部及び派生物

---

---

「削る」	
------	--

---

---

インド	
-----	--

ワシントン条約	ゲオアガマ、ニシキトゲオアガマ、サバクトゲオアガマ、チチュウカイカメレオン、アフリカカメレオン、ナイルスナボア、ヤハズスナボア及びフェネックギツネに限る。)
---------	--

動物及び植	
-------	--

「削る」	「削る」	
------	------	--

ヨルダン	イスラエル	
ゴ目、アオサン る種（クロサン 附属書Ⅱに掲げ	ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ る種	附属書Ⅱに掲げ る種及びインド が同条約附属書 Ⅲに掲げた種
動物並びに その個体の 一部及び派 生物	派生物 の一部及び れらの個体	派生物 の一部及び れらの個体 物並びにこ

「削る」	「削る」	「略」	
------	------	-----	--

「略」	「略」	「略」	「略」
パプア ニューギニア	ア	フィリピン	
ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ る種（動物界に 属するものに限 る。）	ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ る種（ラン科に 属するものに限 る。）	ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ る種（動物界に 属するものに限 る。）	ゴ科、イシサン ゴ目及びクダサ ンゴ科に属する ものに限る。）
植物並びに その個体の 一部及び派	生物	動物並びに その個体の 一部及び派	

二				
衆国	アメリカ合	〔略〕	〔削る〕	〔略〕
ティックスター	ワシントン条約			
生物	動物並びに			
一部及び派	その個体の			
る種（アドリア	附属書Ⅱに掲げ			

二				
削除	タンザニア	〔略〕	〔略〕	
	ワシントン条約			属するものに限
	動物並びに			る。）
	その個体の			生物
	一部及び派			
	生物			
	ロボタンインコ			
	る種（キエリク			
	附属書Ⅱに掲げ			
	に限る。）			

	三
	ン アルゼンチ
ジョン、カラ チヨウザメ、ミ カドチヨウザメ 及びダウリア チヨウザメに限 る。	ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ る種（ジャガラ ンデイ、コロコ ロ、コドコド、 ピューマ、クチ ビロカイマン、
	動物並びに その個体の 一部及び派 生物
「新設」    	

	エジプト
パラグアイカイ マン、カニクイ イヌ、パタゴニ アスカンク、ク ビワペツカリ 及びクチジロ ペツカリに限 る。	ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ る種（ギリシヤ リクガメ、ナイ ルスツポン、エ
	動物並びに その個体の 一部及び派 生物

---

---

---

ジプトトゲオア  
ガマ、クジヤク  
トゲオアガマ、  
ニシキトゲオア  
ガマ、サバクト  
ゲオアガマ、チ  
チュウカイカメ  
レオン、アフリ  
カカメレオン、  
ナイルスナボ  
ア、ヤハズスナ  
ボア及びフエ  
ネツクギツネに

---

---

---



イスラエル		インド	ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ	ワシントン条約 附属書Ⅱに掲げ 種（ダルベル ギア・シツソ及 びダルベルギ ア・ラテイフォ リアを除く。） 及びインドが同 条約附属書Ⅲに 掲げた種	限る。）
動物及び植 物並びにこ		動物及び植 物並びにこ れらの個体 の一部及び 派生物			

<p>ニ ュー ギ ニ</p>	<p>パ プ ア</p>	<p>ヨ ル ダ ン</p>	<p>附 属 書 Ⅱ に 掲 げ</p>	<p>ワ シ ン ト ン 条 約</p> <p>も の に 限 る。 )</p> <p>ン ゴ 科 に 属 す る</p> <p>ゴ 目 及 び ク ダ サ</p> <p>ゴ 科 、 イ シ サ ン</p> <p>ゴ 目 、 ア オ サ ン</p> <p>る 種 （ ク ロ サ ン</p> <p>附 属 書 Ⅱ に 掲 げ</p>	<p>る 種</p>	<p>そ の 個 体 の</p>	<p>植 物 並 び に</p>	<p>派 生 物</p> <p>の 一 部 及 び</p> <p>れ ら の 個 体</p>	<p>そ の 個 体 の</p>	<p>生 物</p> <p>一 部 及 び 派</p> <p>そ の 個 体 の</p> <p>動 物 並 び に</p>	<p>派 生 物</p> <p>の 一 部 及 び</p> <p>れ ら の 個 体</p>
<p>そ の 個 体 の</p>	<p>植 物 並 び に</p>	<p>派 生 物</p> <p>の 一 部 及 び</p> <p>れ ら の 個 体</p>	<p>そ の 個 体 の</p>	<p>生 物</p> <p>一 部 及 び 派</p> <p>そ の 個 体 の</p> <p>動 物 並 び に</p>	<p>派 生 物</p> <p>の 一 部 及 び</p> <p>れ ら の 個 体</p>						

<p>タ  ン  ザ  ニア</p>	<p>フ  イ  リ  ピ  ン</p>	<p>ア  </p>
<p>ワ  シ  ン  ト  ン  条  約   附  属  書  Ⅱ  に  掲  げ   る  種  （  キ  エ  リ  ク   ロ  ボ  タ  ン  イ  ン  コ   に  限  る  。）</p>	<p>ワ  シ  ン  ト  ン  条  約   附  属  書  Ⅱ  に  掲  げ   る  種  （  動  物  界  に   属  す  る  も  の  に  限   る  。）</p>	<p>る  種  （  ラ  ン  科  に   属  す  る  も  の  に  限   る  。）</p>
<p>動  物  並  び  に   そ  の  個  体  の   一  部  及  び  派   生  物  </p>	<p>生  物   一  部  及  び  派   そ  の  個  体  の   動  物  並  び  に  </p>	<p>一  部  及  び  派   生  物  </p>

---

(4) (9) [略]

8 [略]

9 (1) (6) [略]

(7) 二の表の罫のの水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー

ダ、アルゼンチン、アルメニア、オースト

リア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツ

ワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファ

ソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和

国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、

クロアチア、キューバ、チェコ、デンマー

---

(4) (9) [略]

8 [略]

9 (1) (6) [略]

(7) 二の表の罫のの水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー

ダ、アルゼンチン、アルメニア、オースト

リア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツ

ワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファ

ソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和

国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、

クロアチア、キューバ、チェコ、デンマー

---

---

ク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、  
エルサルバドル、エストニア、エスワティ  
ニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガ  
ンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニア  
ビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ  
リー、アイスランド、インド、インドネシ  
ア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリ  
バス、クウェート、ラオス、ラトビア、レ  
バノン、レソト、リヒテンシュタイン、リ  
トアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、  
マリ、マルタ、モーシヤル、モーリタニア、  
モーリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴ  
ル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニ

---

ク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、  
エルサルバドル、エストニア、エスワティ  
ニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガ  
ンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニア  
ビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ  
リー、アイスランド、インド、インドネシ  
ア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリ  
バス、クウェート、ラオス、ラトビア、レ  
バノン、レソト、リヒテンシュタイン、リ  
トアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、  
マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシヤ  
ス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビ  
ア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、

---

<p>           ジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パ            ラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポル            トガル、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、            セントクリストファー・ネービス、セント            ルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、            サウジアラビア、セネガル、セーシェル、            シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、            スロベニア、スリランカ、スリナム、ス            ウエーデン、スイス、シリア、タイ、トー            ゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、英国、ア            メリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベ            トナム、ザンビア         </p>	<p>           ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナ            マ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モ            ルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントク            リストファー・ネービス、サモア、サント            メ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、            シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、            スロベニア、スリランカ、スリナム、ス            ウエーデン、スイス、シリア、タイ、トー            ゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、英国、ア            メリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベ            トナム、ザンビア         </p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この告示は、平成三十一年五月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 三の九の(7)中「サモア」を「セントルシア、サモア」に改める改正規定 平成三十一年四月二十三日
- 二 三の九の(7)中「モーリタニア」を「マーシャル、モーリタニア」に改める改正規定 平成三十一年四

月二十九日

- 三 三の九の(7)中「セネガル」を「サウジアラビア、セネガル」に改める改正規定 平成三十一年五月二

十八日